

社会保険未加入対策にかかるQ&A

No.	質問	回答
1	社会保険等とは何か。	雇用保険、健康保険、厚生年金を指します。
2	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設産業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、企業としての未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若年入職者が減少する一因となっています。そして、若年入職者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となり、建設産業自体の持続的発展が妨げられることとなります。 一方、法律を守らない保険未加入企業の存在によって、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。 こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
3	社会保険等の適用除外とは何か。また、どのような場合か。	適用除外とは、法令上社会保険等の加入義務が無いことをいい、本市の取組では加入と同様に扱うこととなります。 雇用保険については、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合や、役員のみ法人である場合などは適用除外となります。 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主などが該当します。 なお、一人親方等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されるため、詳細な内容については年金事務所等に確認する必要があります。
4	建設業者としての社会保険等の加入状況を確認する必要があるのか。または、個々の労働者の加入状況を確認するのか。	本市の取組では、社会保険等の加入義務がある建設業者が各保険に加入していることを確認するものとなっています。このため、警備業者などについては対象外となります。 なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに留意する必要があります。
5	建設業許可を有していない社会保険未加入業者との下請契約が確認された場合はどうするのか。	本市の取組では、建設業許可を有する業者で社会保険等未加入である業者との下請契約を禁止することとしています。
6	施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」については、裏付けとなる資料(領収証書等)の確認は必要か。	国の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の中では、元請企業の役割と責任において、下請企業選定時には選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなどの措置を講ずるよう努めることとされています。
7	下請業者の社会保険等未加入が確認されたら、元請業者は契約違反となるのか。	施工体制台帳の中で下請業者に社会保険等未加入が確認された場合には、工事担当課から契約課にその連絡があり次第、契約課から元請業者に対し、当該未加入業者の社会保険等の加入が確認できる書類を請求します。提出期限(原則30日以内)までに提出できない場合は契約違反となり、元請業者に対し指名停止措置、それに伴う工事成績の減点を行います。 また、期限内に社会保険等未加入建設業者との下請契約に基づく履行が全く行われていない状況で、当該下請契約を解除した場合も契約違反となりません。その場合は新たに施工体制台帳及び解除合意書の写しを提出してください。
8	社会保険等の加入が確認できる書類とはどのようなものがあるか。	建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合は、総合評定値通知書により確認する事ができます。経営事項審査を受けていない場合や、総合評定値通知書の社会保険等加入状況が「無」となっている場合には、以下の書類等によって確認することとなります。 ア 雇用保険:労働保険概算・確定通知書及び領収書 労働保険納入通知書及び領収書 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写(受付印があるもの) イ 健康保険、厚生年金保険:標準報酬決定通知書 保険料納入に係る領収証書または納入証明書 法令上の加入義務がない場合(適用除外)については、それを証明する書類がないため、誓約書(事務取扱様式3)を提出してもらう必要があります。
9	元請業者の指名停止期間はどれくらいか。また、工事成績の減点はどのように行うのか。	指名停止措置については、千葉市建設工事等指名停止措置要領別表第1第4項により、1か月以上4か月以内となります。 工事成績の減点については、指名停止措置期間に応じた減点を行う事となります。
10	工事成績の減点が行われた場合に、その点数を原因(工事成績不良)として指名停止となるのか。	工事成績によっては指名停止措置となります。

社会保険未加入対策にかかるQ&A

No.	質問	回答
11	未加入業者と下請契約を締結し、その後当該下請契約を解除した場合にはどうなるのか。	社会保険等加入確認書類の提出期限までに下請契約に基づく履行が全く行われていない状態で、当該下請契約を解除した場合は契約違反となりません。(No7参照) その場合は新たに施工体制台帳及び解除合意書の写しを提出してください。
12	当初は社会保険等に「加入」として施工体制台帳が提出されたが、その後において、下請業者が社会保険等未加入業者であったことが判明した場合にはどうするののか。	判明した時点で指名停止措置を講じ、それに伴い工事成績を減点することとなります。 なお、故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合には、元請業者は施工体制台帳の虚偽記載により建設業法違反となり、処分の対象となる場合があります。
13	なぜ法定福利費を請負代金内訳書に明示し、提出させる必要があるのか。	雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な担い手の確保・育成に向けた課題が生じていることを踏まえ、官民をあげて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的に、このたび、公共工事標準請負契約約款が改正されました。 本市もこの改正の趣旨を踏まえ、市発注工事の受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしました。
14	契約後に提出する請負代金内訳書に明示する対象となる法定福利費はどのようなものか。	現場労働者(自社の従業員及び雇用する労働者を含む)に関する社会保険等に関する法定の事業主負担額を記載することとなります。
15	法定福利費はどのように明示すればよいか。	法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類や、工事費目ごとに内訳明示するのではなく、工事価格全体に対する法定福利費を明示することとします。
16	明示する法定福利費はどのように算出すればよいか。	国土交通省HP「建設業者における社会保険等未加入対策」においては、下記による計算方法が掲載されています。 ①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合は、当該労務費を使用。 ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合は、過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて法定福利費を算出。 ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで法定福利費を算出 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率※ ※法定保険料率については所管官庁のホームページで確認できます。 健康保険：全国健康保険協会(協会健保) 厚生年金保険料：日本年金機構 雇用保険：厚生労働省 ②労務費の算出が困難なケース ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて法定福利費を算出。 法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合 ③下請企業から提出された見積書等を活用するケース ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算) 法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + ……………
17	請負代金内訳書の様式はあるのか。	受注者の任意の様式で提出いただいて差支えありません。 (契約課HP「工事・測量等に関する手引き・様式のページ」に作成例を掲載します。)